

水道局企業管理規程番 号	水道局企業管理規程名	公布年月日
水道局企業管理規程第 1号	さいたま市水道局事務分掌規程等の一部を 改正する規程	令和4年3月31日
水道局企業管理規程第 2号	さいたま市水道局検針、収納事務等の委託 に関する規程を廃止する規程	令和4年3月31日
水道局企業管理規程第 3号	さいたま市水道局安全衛生管理規程の一部 を改正する規程	令和4年3月31日
水道局企業管理規程第 4号	さいたま市水道局特定非常勤職員の公務災 害等に伴う休業補償等に関する規程の一部 を改正する規程	令和4年4月1日
水道局企業管理規程第 5号	さいたま市水道局企業職員の給与に関する 規程の一部を改正する規程	令和4年4月1日

さいたま市水道局企業管理規程第1号

さいたま市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程

(さいたま市水道局事務分掌規程の一部改正)

第1条 さいたま市水道局事務分掌規程（平成15年さいたま市水道部企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第2条 局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>給水部</p> <p style="padding-left: 2em;">水道計画課</p> <p style="padding-left: 4em;">計画調整係</p> <p style="padding-left: 4em;">施設計画係</p> <p style="padding-left: 2em;">水道施設建設課</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>技術管理係</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>施設管理係</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>施設工事係</u></p> <p>北部水道建設課</p> <p style="padding-left: 4em;">建設第1係</p> <p style="padding-left: 4em;">建設第2係</p> <p>南部水道建設課</p> <p style="padding-left: 4em;">建設第1係</p> <p style="padding-left: 4em;">建設第2係</p> <p>[略]</p> <p>配水課</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>配水計画係</u></p> <p style="padding-left: 4em;">電機係</p> <p>[略]</p> <p>配水管理事務所</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>配水管理第1係</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>配水管理第2係</u></p>	<p>(内部組織)</p> <p>第2条 局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>給水部</p> <p style="padding-left: 2em;">水道計画課</p> <p style="padding-left: 4em;">計画調整係</p> <p style="padding-left: 4em;">施設計画係</p> <p>北部水道建設課</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>技術管理係</u></p> <p style="padding-left: 4em;">建設第1係</p> <p style="padding-left: 4em;">建設第2係</p> <p>南部水道建設課</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>施設管理係</u></p> <p style="padding-left: 4em;">建設第1係</p> <p style="padding-left: 4em;">建設第2係</p> <p>[略]</p> <p>配水課</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>配水係</u></p> <p style="padding-left: 4em;">電機係</p> <p>[略]</p> <p>配水管理事務所</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>配水計画係</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>配水管理係</u></p>

<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>給水部</p> <p>水道計画課</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>水道施設建設課</u></p> <p>(1) <u>水道施設工事等の設計に関すること。</u></p> <p>(2) <u>水道施設工事等の施行に関すること。</u></p> <p>(3) <u>所管工事の事務管理及び精算に関すること。</u></p> <p>(4) <u>水道工事等の技術の調査及び管理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>水道工事等に係る設計単価、積算基準等に関すること。</u></p> <p>(6) <u>水道工事等に係る積算システムに関すること。</u></p> <p>(7) <u>局が保有する建築物の新築、増改築及び維持改修工事に関すること。</u></p> <p>(8) <u>局が保有する建築物の保全計画に伴う予防保全工事に関すること。</u></p> <p>北部水道建設課及び南部水道建設課</p> <p>(1) <u>水道管路工事等の設計に関すること。</u></p> <p>(2) <u>水道管路工事等の施行に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>給水部</p> <p>水道計画課</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>北部水道建設課及び南部水道建設課</p> <p>(1) <u>水道施設工事等の設計に関すること。</u></p> <p>(2) <u>水道施設工事等の施行に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>所管工事の技術の調査及び管理に関すること。(北部水道施設建設課に限る。)</u></p> <p>(5) <u>水道工事に係る設計単価、積算基準等に関すること。(北部水道建設課に限る。)</u></p> <p>(6) <u>局が保有する建築物の新築、増改築及び維持改修工事に関すること。(南部水道建設課に限る。)</u></p> <p>(7) <u>局が保有する建築物の保全計画及び予防保全工事に関すること。(南部水道建設課に限る。)</u></p> <p>[略]</p>
---	---

(さいたま市水道局事務専決規程の一部改正)

第2条 さいたま市水道局事務専決規程（平成15年さいたま市水道部企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前					
別表第1(第3条関係) 共通専決事項				別表第1(第3条関係) 共通専決事項					
1・2 [略]				1・2 [略]					
3 予算の執行				3 予算の執行					
専決事項	課長	部長	局長	専決事項	課長	部長	局長		
1 [略]				1 [略]					
2 支出負担行為の決定 (1) [略] (2) 材料費、委託料、被服費、備消耗品費、燃料費、印刷製本費、手数料、賃借料、薬品費、図書費、購読料、保険料(新規に係るものに限る。)、報償費、広告料、研修費、会議費、厚生福利費、広報宣伝費、雑費、雑支出、固定資産購入費、水道メーター購入費、取付請負金、リース債務支払額その他管理者が別に定める支出科目  ア～ウ [略] (3)～(7) [略] (8) 職員給与費、動力費、受水費、委託料、減価償却費、旅費、光熱水費、通信運搬費、固定資産除却費(請負除却費を除く。)、たな卸資産減耗費、保険料(新規に係るものを除く。)、諸税、児童手当給付費、貸倒引当金繰入額、企業債元利償還金及び消費税			○	2 支出負担行為の決定 (1) [略] (2) 材料費、委託料(検針、 <u>収納等の委託に係るものを除く。</u> )、被服費、備消耗品費、燃料費、印刷製本費、手数料、賃借料、薬品費、図書費、購読料、保険料(新規に係るものに限る。)、報償費、広告料、研修費、会議費、厚生福利費、広報宣伝費、雑費、雑支出、固定資産購入費、水道メーター購入費、取付請負金、リース債務支払額その他管理者が別に定める支出科目  ア～ウ [略] (3)～(7) [略] (8) 職員給与費、動力費、受水費、委託料(検針、 <u>収納等の委託に係るものに限る。</u> )、減価償却費、旅費、光熱水費、通信運搬費、固定資産除却費(請負除却費を除く。)、たな卸資産減耗費、保険料(新規に係るものを除く。)、諸税、児童手当給付費、貸倒引当金繰入額、企業債元利償還金及び消費税			○		
3・4 [略]				3・4 [略]					
4～6 [略]				4～6 [略]					
別表第2(第3条関係) 個別専決事項				別表第2(第3条関係) 個別専決事項					
業務部				業務部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	課所名	専決事項	課長	部長	局長

[略]			
水道営業所	1・2 [略]		
	3 [略]		
[略]			

[略]			
水道営業所	1・2 [略]		
	3 <u>さいたま市水道局検針、収納事務等の委託に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第37号）に基づく委託契約（個人委託に限る。）に関すること。</u>	○	
	4 [略]		
[略]			

（さいたま市水道局文書管理規程の一部改正）

第3条 さいたま市水道局文書管理規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（文書の受領及び配布）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の規定により水道総務課において受領した文書は、次により配布するものとする。この場合において、書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明若しくは特別送達の扱いによる郵便物又は電報については、書留郵便物等收受簿（様式第1号）に所要事項を記入の上、主務課又は名宛人に配布し、<u>署名を得るものとする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（合議）</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 関係部課への合議の順序は、原則として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 他部に合議する場合で、部長専決によるもの</p>	<p>（文書の受領及び配布）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の規定により水道総務課において受領した文書は、次により配布するものとする。この場合において、書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明若しくは特別送達の扱いによる郵便物又は電報については、書留郵便物等收受簿（様式第1号）に所要事項を記入の上、主務課又は名宛人に配布し、<u>受領印を徴するものとする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（合議）</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 関係部課への合議の順序は、原則として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 他部に合議する場合で、部長専決によるもの</p>

主管の部長の決裁後、他部に合議する。  
 (4) 他部に合議する場合で、局長専決によるもの  
 主管の部長の回議後、他部に合議する。

3～7 [略]

(歴史資料の引継ぎ)

第42条

市長の事務部局の歴史資料担当課又は室の長（以下「歴史資料担当課長」という。）から市の歴史資料と認められる文書として通知のあった文書については、水道総務課長が別に定める手続により主務課長が歴史資料担当課長に引き継ぐものとする。

(文書の廃棄)

第43条 水道総務課長は、その管理する書庫で保存する文書（前条の規定により歴史資料担当課長に引き継ぐものを除く。）の保存期間が満了したときは、廃棄を決定するものとする。

2～6 [略]

別表第1（第21条関係）

部及び課	記号
[略]	[略]
給水部水道計画課	水給計
給水部水道施設建設課	水給施
[略]	[略]

様式第1号（第8条関係）

書留郵便物等收受簿

[略]

[略]	受領 月日	受領者
[略]		

[略]

様式第6号（第28条関係）

年度 郵便切手等受払簿

[略]	使用 者	[略]	[略]
[略]		[略]	
[略]			

主管の部長の決裁後、他部に合議する。

(4) 他部に合議する場合で、局長専決によるもの  
 主管の部長の回議後、他部に合議する。

3～7 [略]

(歴史資料の引継ぎ)

第42条 水道総務課長は、毎年度終了後速やかに、廃棄を予定している文書の目録を市長の事務部局の歴史資料担当課又は室の長（以下「歴史資料担当課長」という。）に送付するものとする。

2 歴史資料担当課長から市の歴史資料と認められる文書として通知のあった文書については、別に定める手続により水道総務課長が歴史資料担当課長に引き継ぐものとする。

(文書の廃棄)

第43条 水道総務課長は、その管理する書庫で保存する文書（前条第2項の規定により歴史資料担当課長に引き継ぐものを除く。）の保存期間が満了したときは、廃棄を決定するものとする。

2～6 [略]

別表第1（第22条関係）

部及び課	記号
[略]	[略]
給水部水道計画課	水給計
[略]	[略]

様式第1号（第8条関係）

書留郵便物等收受簿

[略]

[略]	受領 月日	受領 印
[略]		

[略]

様式第6号（第28条関係）

年度 郵便切手等受払簿

[略]	使用 者印	[略]	[略]
[略]		[略]	
[略]			

様式第9号を次のように改める。



(さいたま市水道局指定給水装置工事事業者審査会規程の一部改正)

第4条 さいたま市水道局指定給水装置工事事業者審査会規程（平成20年さいたま市水道局企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(組織) 第3条 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。  (1) <u>業務部長</u> (2) <u>給水部長</u> (3) <u>業務部次長</u> (4) <u>給水部次長</u> (5) <u>営業課長</u> (6) <u>給水装置課長</u> (7) <u>給水工事課長</u> (8) <u>北部水道営業所長</u> (9) <u>南部水道営業所長</u> (10) <u>水道施設建設課長</u> (11) <u>北部水道建設課長</u> (12) <u>南部水道建設課長</u> (13) <u>工務課長</u>	(組織) 第3条 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。 <u>業務部長 給水部長 業務部次長 給水部次長</u> <u>営業課長 給水装置課長 給水工事課長</u> <u>北部水道営業所長 南部水道営業所長 北部水道建設課長 南部水道建設課長 工務課長</u>

#### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。



## さいたま市水道局企業管理規程第2号

さいたま市水道局検針、収納事務等の委託に関する規程を廃止する規程

さいたま市水道局検針、収納事務等の委託に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第37号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第3号

さいたま市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局安全衛生管理規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(総括安全衛生管理者等の選任)</p> <p>第4条 水道局に、法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者（以下「総括安全衛生管理者」という。）、法第11条第1項に規定する安全管理者（以下「安全管理者」という。）、法第12条第1項に規定する衛生管理者（以下「衛生管理者」という。）、法第12条の2に規定する安全衛生推進者（以下「安全衛生推進者」という。）<u>及び消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火管理者（以下「防火管理者」という。）を置く。</u></p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(危険物取扱者)</p> <p>第10条 安全管理者は、事業施設のうち消防法第2条第7項に規定する第2石油類及び第3石油類を取り扱う事業施設ごとに、危険物取扱者を選考し、水道事業管理者（以下「管理者」という。）の承認を得て指名する。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(産業医)</p> <p>第12条 法第13条第1項に規定する産業医（以下「産業医」という。）を置く箇所<u>及び</u>その名称は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(作業主任者)</p> <p>第13条 法第14条に規定する作業主任者を置く箇所並びにその名称及び職務は、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p>	<p style="text-align: center;">(総括安全衛生管理者等の選任)</p> <p>第4条 水道局に、法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者（以下「総括安全衛生管理者」という。）<u>を1人</u>、法第11条第1項に規定する安全管理者（以下「安全管理者」という。）<u>を4人</u>、法第12条第1項に規定する衛生管理者（以下「衛生管理者」という。）<u>を4人</u>、法第12条の2に規定する安全衛生推進者（以下「安全衛生推進者」という。）<u>を1人</u>、消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火管理者を<u>5人</u>置く。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(危険物取扱者)</p> <p>第10条 安全管理者は、事業施設のうち消防法第2条第7項に規定する第2石油類及び第3石油類を取り扱う事業施設ごとに、危険物取扱者<u>1人</u>を選考し、水道事業管理者（以下「管理者」という。）の承認を得て指名する。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(産業医)</p> <p>第12条 法第13条第1項に規定する産業医（以下「産業医」という。）を置く箇所<u>並びに</u>その名称<u>及び人数</u>は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(作業主任者)</p> <p>第13条 法第14条に規定する作業主任者を置く箇所並びにその名称、<u>人数</u>及び職務は、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p>

管理者等の区分	担 当 箇 所
安全管理者	水道庁舎
	針ヶ谷庁舎
	北部水道営業所
	水道総合センター
衛生管理者	水道庁舎
	針ヶ谷庁舎
	北部水道営業所
	水道総合センター
安全衛生推進者	配水管理事務所
防火管理者	水道庁舎
	針ヶ谷庁舎
	北部水道営業所
	水道総合センター
	配水管理事務所

管理者等の区分	担 当 箇 所	人 数
安全管理者	水道庁舎	1人
	針ヶ谷庁舎	1人
	北部水道営業所	1人
	水道総合センター	1人
衛生管理者	水道庁舎	1人
	針ヶ谷庁舎	1人
	北部水道営業所	1人
	水道総合センター	1人
安全衛生推進者	配水管理事務所	1人
防火管理者	水道庁舎	1人
	針ヶ谷庁舎	1人
	北部水道営業所	1人
	水道総合センター	1人
	配水管理事務所	1人

別表第2（第12条関係）

箇 所	名 称
水道庁舎	水道庁舎産業医
針ヶ谷庁舎	針ヶ谷庁舎産業医
北部水道営業所	北部水道営業所産業医
水道総合センター	水道総合センター産業医

別表第2（第12条関係）

箇 所	名 称	人 数
水道庁舎	水道庁舎産業医	1人
針ヶ谷庁舎	針ヶ谷庁舎産業医	1人
北部水道営業所	北部水道営業所産業医	1人
水道総合センター	水道総合センター産業医	1人

別表第3（第13条関係）

箇 所	名 称	職 務
配水管理事務所	酸素欠乏危険作業主任者	[略]

別表第3（第13条関係）

箇 所	名 称	人 数	職 務
配水管理事務所	酸素欠乏危険作業主任者	1人	[略]

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第4号

さいたま市水道局特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程（平成22年さいたま市水道局企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(休業補償) 第4条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、当該特定非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該拘留、留置又は収容の期間については、休業補償は行わない。 (1) [略] (2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、 <u>同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u>	(休業補償) 第4条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、当該特定非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該拘留、留置又は収容の期間については、休業補償は行わない。 (1) [略] (2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第5号

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2～10 [略]</p> <p>11 運賃等相当額は、前項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間と同じくする定期券の価額</u></p> <p><u>イ 使用する定期券の通用期間が6月を超える場合 管理者の定める額</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>12～17 [略]</p> <p>18 前項の規定により返納させる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1月当たりの運賃等相当額等（第2項第1号に掲げる職員にあつては、1月当たりの運賃等相当額及び第1項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が5万5,000円以下であった場合 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2～10 [略]</p> <p>11 運賃等相当額は、前項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>通用期間が支給単位期間である定期券の価額</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>12～17 [略]</p> <p>18 前項の規定により返納させる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1月当たりの運賃等相当額等（第2項第1号に掲げる職員にあつては、1月当たりの運賃等相当額及び第1項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が5万5,000円以下であった場合 <u>前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、管理者の定める月（以下この項及び次項において「事由発生月</u></p>

」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等(同号の改定後に1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、管理者の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 使用している定期券に通用期間が6月を超えるものがある場合 管理者の定める額

(2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

イ 第14項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合(ウに掲げる場合を除く。) 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び管理者の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

ウ 前号イに掲げる場合 管理者の定める額

19 [略]

20 第1項第1号に規定する期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も

(2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

イ 第14項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び管理者の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

19 [略]

20 第1項第1号に規定する期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間

<u>長いものに相当する期間</u> <u>イ 使用する定期券の通用期間が6月を超える</u> <u>場合 管理者の定める期間</u> (2) [略] 21～26 [略]	(2) [略] 21～26 [略]
---	----------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に、6月を超える通用期間である通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）に係る通勤手当を支給されている職員の当該通勤手当の額の改定、返納及び支給単位期間については、この規程による改正後のさいたま市水道局企業職員の給与に関する規程第12条第16項、第18項（第2号に係る部分に限る。）及び第22項の規定にかかわらず、当該通用期間が終了するまでの間、なお従前の例による。